

愛知工業大学委託試験、測定及び検査等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知工業大学(以下「本学」という。)において、外部からの委託を受け、本学の設備装置等を使用して行う試験、測定及び検査等(以下「受託試験等」という。)の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入れの原則)

第2条 受託試験等は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

2 受託試験等に要する経費(以下「試験費」という。)は、正規の収支予算を通じて会計処理を行うものとする。

(委託の申込)

第3条 受託試験等の委託をしようとする者(以下「委託者」という。)は、当核設備装置の所属する部署の長(以下「所属長」という。)あてに受託試験等申込書(様式1)を提出する。

(受入れの決定)

第4条 所属長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、受入れの可否を判定するものとする。

2 所属長は、前項により受入れることを決定したときは、学長に受入れ報告書(様式2)を提出する。

(受入れの条件)

第5条 受託試験等の受入れは、次の各号に掲げる条件を付して行うものとする。

(1) 委託試験等は、委託者が一方的に中止することはできない。

(2) 試験費以外に研究材料、機械、器具等の提供がある場合、その提供物品の搬入、据え付け等に要する経費は、委託者の負担とする。

(3) 受託試験等が終了したときは、前号の提供物品を試験等終了時点の状態委託者に返還するものとする。この場合においてはその撤去、搬出等に要する経費は、委託者の負担とする。

(4) 受託試験の遂行上やむを得ない事由があるときは、委託者と協議の上、その委託試験等を中止することができる。この場合、委託者に損害が生じても本学は、その責任を負わず、又、委託者の納付した試験費は返還しないものとする。

(5) 委託者は、試験費をその試験等の開始前に納付しなければならない。ただし、特別の理由があると本学が認めた場合には、後納することができる。

2 前項に定めるもののほか、特に必要がある場合には別に条件を付することができる。

(試験等の中止)

第6条 受託試験等を担当する職員(以下「試験担当者」という。)がその試験等を中止する必要があると判断したときは、委託者の意向をただいたうえ、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を直ちに所属長に提出するものとする。

(1) 中止の理由

(2) 中止の時期

(3) 中止のときまでに要する試験費の額

(4) 中止後の試験費に関する事

2 前項により所属長が、その受託試験等の中止を決定したときは、その旨を学長に報告するものとする。

(完了した場合の措置)

第7条 試験担当者は、その受託試験等が完了したときは、試験の結果を学長に報告するとともに、委託者へ報告するものとする。

2 所属長は、前項の報告をするときは、試験担当者をして行わせるものとする。

(結果の公表)

第8条 受託試験等の成果を公表するときは、委託者の同意と所属長の承認を得て試験担当者が行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、受託試験等の実施に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成13年7月31日から施行する。